様式二 様式二

再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年 べき事項を定める省令 料が充てんされたものの表示の標準となる

省令を次のように制定する。 されたものの表示の標準となるべき事項を定める 又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てん 法律第四十八号)第十六条の規定に基づき、鋼製 (表示事項)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律 する事項とする。 充てんされたものについて、当該缶の材質に関 であって、飲料(酒類を含む。以下同じ。) 未満のものに限る。以下単に「缶」という。) 又はアルミニウム製の缶(内容積が七リットル 省令で定める同項第一号に掲げる事項は、鋼製 (以下「法」という。) 第二十四条第一項の主務 が る。

(遵守事項)

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める 事項とする。 を販売する事業者について、次の各号に掲げる が充てんされた缶であって、自ら輸入したもの 者及び缶に飲料を充てんする事業者並びに飲料 同項第二号に掲げる事項は、缶を製造する事業 様式一 様式 されたもの

はることにより、表示をすること。 の胴に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを れぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、缶 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそ 表示を構成する文字及び記号は、缶の全体

っては、前号に反しないものとすること。 の模様及び色彩と比較して鮮明であり、 つ、容易に識別できること。 第一号に規定する表示に装飾を施すに当た

則

(施行期日)

2

(表示の特例) この省令は、 公布の日から施行する。

の部分に表示をすることができる。 困難な場合にあっては、当分の間、 数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが 第二条第一号の規定にかかわらず、缶であっ 飲料が充てんされたものの製造又は販売の 缶の胴以外

3 輸入された缶であって、飲料が充てんされたも 平成五年四月二十四日までに製造され、又は

> 適用しない。 則 (平成一三年三月二八日財務省・

この省令は、平成十三年四月一日から施行す 農林水産省・経済産業省令第一号)

則 (令和元年七月一日財務省・農林

る。

附

する法律の施行の日(令和元年七月一日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 水産省・経済産業省令第一号) から

施行する。 (令和二年三月三一日財務省・農

附

この省令は、令和二年四月一日から施行す 林水産省・経済産業省令第二号) 則

指定表示製品の区分

様式

式

|鋼製の缶(胴が鋼製のものをいう。) のものをいう。) であって、 アルミニウム製の缶(胴がアルミニウム製様 って、飲料が充てんされたもの 飲料が充てんる で<u>あ</u>様

R: 円の外径(6mm 以上)

: 円の切れ目の幅(Rの3/5以内)

W:線の幅(0.6mm以上)

文字の大きさは、日本産業規格Z 8305 に規定する 4 ポイントの活字以 上の大きさとする。



W:線の幅(0.6mm以上)

文字の大きさは、日本産業規格 Z 8305 に規定する 4 ポイントの活字以上の大 きさとする。

b:一辺の切れ目の幅(aの3/5以内)

: 1つの角の大きさ(60°)